

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	6	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、法人税及び所得税の特例措置の延長等が認められた場合に、税制上の特例措置の延長・拡充を講じる。 ・ 特例措置の内容 国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を 2 分の 1 控除する。 ・ 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加するとともに、その他必要な措置を講じる。 ・ 適正化を図るため措置実施計画の期間等について所要の整備を行う。		
関係条文	（ 沖縄振興特別措置法 第 50 条、第 51 条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、 ・ 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 17 の 2、 ・ 地方税法 第 6 条、第 23 条第 1 項第 3 号、第 51 条第 2 項、第 72 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 12 第 3 号、第 72 条の 23 第 1 号、第 292 条第 1 項第 3 号、第 313 条第 2 項、附則第 33 条、 ・ 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8		
減収 見込額	[初年度] ▲ 1 (▲ 8 0) [平年度] ▲ 1 (▲ 8 0) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における自立型経済の構築を目指す。 (2) 施策の必要性 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以後は、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度、立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。 国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。係る状況下、沖縄振興特別措置法が令和 14 年 3 月 31 日まで延長をしたところであるが、国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法		

	の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

【政策】9 沖縄政策
【施策】9 沖縄振興に関する施策の推進

政策の達成目標

1 達成目標
・ 国際物流拠点産業集積地域における優遇税制を活用した新規立地企業数の増加
2 測定指標
・ 本制度を活用した企業数の増加

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和9年3月31日までの2年間

同上の期間中の達成目標

1. 達成目標
令和8年度までに次の目標を達成する。
・ 国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を10社とする。
※年平均で24社立地し、そのうち、10%超の企業が本特例を活用するものと試算
2. 参考指標
・ 国際物流拠点産業集積地域における立地企業数
・ 国際物流拠点産業集積地域において本特例措置を活用する企業数
・ 国際物流拠点産業集積地域における域外搬出額

政策目標の達成状況

【政策目標の達成状況】
国際物流拠点産業集積地域内における国際物流拠点産業の立地企業数は着実に増加しており、政策目的である地域内への企業集積が進んできていると判断できる。

① 国際物流拠点集積地域における立地企業数 (単位：社)

R1	R2	R3	R4	R5
223	196	251	263	265

※沖縄県調査

② ①のうち新規立地企業数 (単位：社)

R1	R2	R3	R4	R5
44	20	65	15	22

※沖縄県調査

③ ②のうち本特例措置活用企業数 (単位：社)

R1	R2	R3	R4	R5
2	0	2	1	1

※沖縄県調査

有効性

要望の措置の適用見込み

今後、平年度で所得控除2件（149百万円）、投資税額控除33件（226百万円）、特別償却5件（288百万円）の適用を見込む。

要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、

相当性		長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和1年度の223社から令和5年度までに42社増加し265社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約32社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。 <table><tr><td>項目</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>所得控除</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>47</td><td>36</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>特別償却</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>59</td><td>40</td><td>31</td><td>17</td><td>15</td></tr></table> (R1年度～R4年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5年度は沖縄県調査による件数)	項目	R1	R2	R3	R4	R5	所得控除	3	1	1	3	2	投資税額控除	47	36	27	12	8	特別償却	9	3	3	2	5	計	59	40	31	17	15
	項目	R1	R2	R3	R4	R5																										
	所得控除	3	1	1	3	2																										
	投資税額控除	47	36	27	12	8																										
	特別償却	9	3	3	2	5																										
計	59	40	31	17	15																											
当該要望項目以外の税制上の支援措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ○貿易手続きの簡素化及び下記の措置 ・国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 ・関税の課税物件の確定に関する特例措置（保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。）																															
予算上の措置等の要求内容及び金額	—																															
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																															
要望の措置の妥当性	国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該集積地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。また、本特例措置においては、集積地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。 3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 所得控除については、対象業種が5業種に限定されていることから適用できる企業は少ない。しかしながら、所得控除は、他の特例措置に比し適用企業に対する税制上の負担軽減効果が大きいため、企業集積を図るためのインセンティブとして非常に重要な役割を果たす効果が期待できることから、本特例措置の継続は必要である。 (2) 特別償却 特別償却の適用件数は、僅少であるが、これは投資税額控除や所得控除、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。																															

			本特例措置の過去の適用件数は、投資税額控除の適用件数に比し少なくなっている。これは、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。よって、企業の業績形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。
--	--	--	--

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する	税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th>項目</th><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>適用額</td><td>74</td><td>173</td><td>183</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>27</td><td>12</td><td>8</td></tr><tr><td>適用額</td><td>170</td><td>52</td><td>310</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>適用額</td><td>41</td><td>15</td><td>306</td></tr></table> (R3 年度～R4 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、R5 年度は沖縄県調査による件数及び金額)					項目		R3	R4	R5	所得控除	適用件数	1	3	2	適用額	74	173	183	投資税額控除	適用件数	27	12	8	適用額	170	52	310	特別償却	適用件数	3	2	5	適用額	41	15	306
	項目		R3	R4	R5																																	
所得控除	適用件数	1	3	2																																		
	適用額	74	173	183																																		
投資税額控除	適用件数	27	12	8																																		
	適用額	170	52	310																																		
特別償却	適用件数	3	2	5																																		
	適用額	41	15	306																																		
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(令和4年度実績) ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 259 千円、事業税 1,382 千円 ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 3,659 千円、事業税 — ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 2,814 千円、事業税 12,803 千円 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※国税に連動しない場合は「—」を記載。																																				

る
事
項

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

本特例措置は、国際物流拠点産業の集積を図るという政策目的を的確に行うための手段である。そのため、集積地域内に新規立地した企業における本特例措置の活用状況を測定することで、企業集積を図るという政策目的に対する本特例措置の有効性を検証することが可能である。

また、本特例措置は、地域内に立地した企業も、継続的に本特例措置を活用することで、継続的な事業規模等の拡大推進を図ることが可能となるため、集積地域に留まり、長期的に企業活動を行うことへのインセンティブとなる側面も持ち合わせている。立地企業数は、令和元年度の 223 社から令和5年度までに 42 社増加し 265 社となっており、そのうち、毎年一定数の企業（年平均で約 32 社）が本特例措置を活用していることから、本特例措置が国際物流拠点産業の集積を図ることに一定程度寄与しているものと判断できる。

なお、実績及び将来の見込みによれば、活用企業数の実績は令和元年度以降減少している。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察されるが、今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により、企業の投資活動が活発化することで、企業集積が進むことが見込まれる。

（測定指標）

- ・本制度を活用した企業数の増加

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
活用企業数(実績)	59	40	31	17	15	－
うち新規立地企業数	2	0	2	1	1	－
活用企業数(見込み)	－	－	－	－	－	37
うち新規立地企業数	－	－	－	－	－	3

※令和1年度から令和4年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」から試算。令和5年度については沖縄県調査による件数。

※うち新規立地企業数、令和6年度の活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「適用額・減収額見込み」参照。

前回要望時の達成目標

令和5年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業集積地域において、新規立地企業数のうち、本特例措置を活用して立地した企業数を 22 社とする。

※年平均で 21 社立地し、そのうち 30%超の企業が本特例を活用するものと試算

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

実績及び将来の見込みによれば、令和3年度から令和5年度の新規立地企業のうち本特例措置を活用した企業数の実績は4社となっており、目標値を下回っている。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞によって企業の投資活動が停滞したことと、令和4年度より導入された税制活用するための県知事認定及び主務大臣確認による事前認定制度について、手続きを煩雑と感じた企業が申請を控えたものと推察される状況において、設定した達成目標数値が過大であったことが要因と考えられる。

今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復により企業の投資活動が活発化するなか、本税制が企業の新規立地判断におけるインセンティブとなり、本税制の活用により企業集積が進むと見込まれる。

引き続き制度周知に努め、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興することで、自立型経済の構築に向けた取組を推進していきたい。

これまでの要望経緯	○平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 ○平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成 26 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） ○平成 29 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○令和元年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○令和 3 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 延長 ○令和 4 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象地域の追加等） ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入
------------------	---